

# イタリアの性別表記訂正法

大 島 俊 之

- I はじめに
- II イタリア1982年法の翻訳
- III イタリア1982年法が制定された背景
- IV イタリア1982年法の解説
- V イタリア1982年法に対する評価
- VI おわりに

## I はじめに

性同一性障害をめぐる重要な法的問題として、出生証書（国によって様々な名称がある）上の性別表記の訂正・変更に関する問題がある。この問題については、判例によって司法的に解決している国と、立法によって解決している国とがある。

### 1 判例によって解決している国

#### (1) フランス

フランス破毀院は、1975年12月16日判決から1991年12月28日判決まで、多くの判決において、性同一性障害者の出生証書の性別表記の訂正・変更を認めなかった（ただし、下級審においては、破毀院の判決に従わず、性別表記の訂正・変更を認める例が多かった）。この点については、大島俊之「性転換と法——戸籍訂正問題を中心として」判例タイムズ484号（1983年）を参照。

ところが、ヨーロッパ人権裁判所の1992年3月25日判決は、欧州人権保護条約に違反するとして、フランス破毀院の態度を批判した。このため、フランス破毀院は、1992年12月11日の大法廷判決によって、みずからの判決を変更した。このようにして、フランスでは、判例によって、性再指定手術を受けた性同一性障害者の性別表記の変更が可能となったのである。この点については、大島俊之「性同一性障害に関するフランス判例の転換——ヨーロッパ人権裁判所1992年3月25日判決を契機とする転換——」神戸学院法学29巻2号（1999年）を参照。

(2) スペイン法

1980年代末のスペイン最高裁のいくつかの判決によって、出生証書中の性別表記の変更が認められた。この点については、大島俊之「スペイン法における性転換の取扱」神戸学院法学21巻4号（1992年）を参照。

2 立法によって解決している国

(1) スウェーデン

「特定の場合における性の確認に関する1972年4月21日の法律」が施行されている。スウェーデン法については、大島俊之「性転換と戸籍訂正」法律時報55巻1号（1983年）および菱木昭八朗「スウェーデン・性の転換に関する法律」専修法学68号（1996年）を参照。

(2) ケベック州（カナダ）

1994年1月1日から施行されているカナダ・ケベック州の新しいケベック民法典においては、性別表記の変更に関する規定がある（71条～73条）。この規定は、1977年から施行されていた「氏名及びその他の身分事項の変更に関する法律」の内容にわずかな修正を加えて、民法典に取り込んだものである。ケベック法については、大島俊之「ケベック法における氏・名・性別」大阪府立大学経済研究35巻4号（1990年）を参照。

(3) ドイツ

「特定の場合における名の変更および性の確認に関する1980年9月10

## イタリアの性別表記訂正法

日の法律」が施行されている。ドイツ法については、大島俊之「性転換と法——戸籍訂正問題を中心として」判例タイムズ484号（1983年）、石原明：性転換に関する西ドイツの法律——その医学的ならびに法的視点」神戸学院法学13巻2号（1982年）、石原明：性転換法の年齢制限に対する違憲判決——西ドイツ」神戸学院法学13巻3号（1983年）、大島俊之「性転換法成立（1980年）前におけるドイツ判例の転換——連邦憲法裁判所1978年10月11日決定を契機とする転換——」神戸学院法学29巻2号（1999年）を参照。

### (4) イタリア

1982年4月14日の特別法で、身分証書の性別表記の訂正が認められた。多数の性同一性障害者が、共同して、ヨーロッパ人権委員会に請願したためである。「友好的解決」を求めたイタリア政府が、立法的解決をはかったのである。本稿は、この法律の紹介を目的としている。

### (5) オランダ

1985年法によって、性同一性障害者の性別表記の訂正等に関する特別の規定を、民法典に挿入した。オランダ国籍を持っていない者をも対象としている点に、特徴がある。

### (6) サウス・オーストラリア州

1988年の「性再指定法」によれば、性再指定手続の完了した場合には、確認証明書が発行される。それを登録所に提出することによって、出生証明書の訂正を認められる。確認証明書は、本人が出頭して30分ほどの審査を受けて発行される。これまでに、約30人が申請して、全員が確認証明書を受けた（Finlay, International commentaries: Legal recognition of transsexuals in Australia, 12 Contemp. H.L. & Pol'y. 503, 1996）。

### (7) トルコ

1988年5月12日法で性別表記の訂正を認める旨の規定を民法典に挿入した（トルコは、1926年にスイス民法典を継受している）。

### 3 イギリスの状況

イギリスは、出生証明書の性別表記の訂正を認めない。このため、イギリスの性同一性障害者が、何度もヨーロッパ人権裁判所に訴えている(1986年10月17日判決〔リーズ事件〕, 1990年9月27日判決〔コシー事件〕, 1997年4月22日判決〔X, YおよびZ事件〕, 1998年7月30日判決〔シェフィールドおよびホーシャム事件〕)。これらの事件については、大島俊之「性同一性障害とヨーロッパ人権裁判所」神戸学院法学29巻3号(1999年)を参照。

ヨーロッパ人権裁判所は、フランス人からの訴の場合とは異なり、イギリス人からの訴の場合には、欧州人権保護条約に違反しないとしている。その背景には、イギリスにおける次のような事情がある。

出生証明書には、2種類のものがあり、謄本形式の出生証明書(性別表記がある)の提示が求められる場合は、極めて稀である。もう少し頻繁に使用される略式出生証明書には、性別表記がない。

イギリスでは、氏名は、自由に変えることができる。新しい氏名は、法的に有効である。運転免許証、パスポート、選挙人名簿、保険証などには、新しい氏名が記載される。これらの文書には、性別表記のないものもあるが、性別表記のあるものについては、性同一性障害者の場合には、本人の希望する性別が表記される。

### 4 アメリカの状況

出生証明書の性別表記の訂正が認められるか否かは、州によって異なる。

#### (1) 性別表記の訂正を認める州

1966年の文献によれば、10州で性別表記の訂正が認められるとのことであった(イリノイ州, カリフォルニア州, ハワイ州, ノースカロライナ州, ヴァージニア州, ペンシルバニア州, アラバマ州, メリーランド州, テネシー州およびニュージャージー州) (*Anonymous v. Weiner*, 270 N.

## イタリアの性別表記訂正法

Y.S.2d 319)。しかし、テネシー州が挙げられている点には疑問がある。

1995年の文献では、17州において立法により性別表記の訂正が認められているとのことである（イリノイ州、アリゾナ州、アーカンサス州、カリフォルニア州、ワシントンDC、ジョージア州、ハワイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミシシッピ州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、ユタ州およびヴァージニア州）(Pearlman, *Transsexualism as metaphor: The collision of sex and gender*, 43 *Buffalo L.Rev.* 835)。

1997年の文献では、17州（+グアム）において立法により性別表記の訂正が認められているとのことである（アリゾナ州、カリフォルニア州、ワシントンDC、ジョージア州、ハワイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、ユタ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州、グアム）(Storrow, *Naming the grotesque body in the “Nascent Jurisprudence of Transsexualism”*, 4 *Mich.j.Gender & Law* 275)。

しかし、後2者が挙げている州は完全には一致しない。これら両者を合わせると、次の22州+グアムにおいて立法により性別表記の訂正が認められていることになる（アリゾナ州、アーカンサス州、カリフォルニア州、ワシントンDC、ジョージア州、ハワイ州、イリノイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミシシッピ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ネブラスカ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、ノースカロライナ州、オレゴン州、ユタ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州、グアム）。

### (2) 性別表記の訂正を認めない州

#### ① ニューヨーク州

ニューヨーク州最高裁は、1966年5月18日の判決（匿名対ワイナー事件）において、出生証明書の性別表記の訂正を認めなかった(*Anonymous*

v. *Weiner*, 270 N. Y. S. 2d 319)。

ニューヨーク市保健局は、ニューヨーク医学アカデミーに対して、出生証明書の性別表記の訂正を認めるべきか否かについて諮問した。これに対して、同アカデミーは認めるべきではない、と答申した。このような慎重な手続を経て行政当局が決定したことを尊重する、というのがニューヨーク州最高裁の判決である。

なお、出生証明書の性別表記の訂正が認められないことは、他の行政文書の性別表記の訂正・変更が認められないことを意味しない。

## ② オレゴン州

かつては、オレゴン州最高裁も、出生証明書の性別表記の訂正を認めなかった (*K v. Health Division*, 560 P. 2d 1070)。しかし、今では、州法によって、訂正が認められている (Or. Rev. Stat. section 432.290 (5) (1993))。

## ③ テネシー州

テネシー州は、立法により出生証書上の性別表記の訂正を認めない。「性転換の結果として、出生証書の原本上の個人の性別表記は変更されない。」 (Tenn. Code Ann. 68-3-203 (d) (1996))。Strow, *op. cit.*, p. 326 による。

## II イタリア1982年法の翻訳

イタリアは、立法的に解決している国の1つである。まず最初に、イタリアの1982年4月14日の法律第164号＝性別表記の訂正に関する規範<sup>(1)</sup> (官報1982年4月19日第106号)を紹介する。以下では、この法律のことを「1982年法」と呼ぶことにする。

---

(1) 条文については、Ferdinando Bocchini, *Codice della famiglia e dei minori*, Dott. A Giuffrè, 1999, pag. 584 e seg. に掲載されているイタリア語文を底本として翻訳した。

## イタリアの性別表記訂正法

第1条 民法典第454条<sup>(2)</sup>の規定する訂正 (rettificazione) は、性の特徴に関して生じた変更の後に、出生証書 (atto di nascita) に記載された性とは異なる性を与える旨の裁判所の確定判決 (sentenza del tribunale passata) によっても、行うことができる。

第2条 ①第1条の規定する裁判所による性別表記の訂正は、本人が居所 (redidenza) を有する地を管轄する裁判所に、申し立てるものとする。

②裁判長 (Il presidente del tribunale) は、予審裁判官 (il giudice istruttore) を指名し、請求に関する審理の日を決定させ、配偶者及び子に通知する日時を決定させる。

③裁判には、民事訴訟法典第70条の規定に従って、司法大臣 (il pub-

---

(2) イタリア民法典第454条は、次のような規定である (あわせて、イタリア民法典455条も紹介する)。

イタリア民法典第454条 ①身分証書の訂正は、裁判所の確定した裁判によって行う。裁判は、身分吏に対して、登録簿中に存在する証書の訂正、脱落した証書の作成、紛失若しくは破棄された証書の回復を命じる (La rettificazione degli atti di stato civile si fa in forza di sentenza del tribunale passata in giudicato, con la quale si ordina all'ufficiale dello stato civile di rettificare un atto esistente nei registri o di ricevere un atto omesso o di rinnovare un atto smarrito o distrutto)。

②裁判は、登録簿に転記するものとする (Le sentenze devono essere trascritte nei registri.)。

イタリア民法典455条 訂正を命じる判決は、訂正の申立に関与した者、すなわち裁判の当事者及び召喚された者以外には、対抗することができない。

(3) イタリア民事訴訟法典第70条は、次のような規定である。

イタリア民事訴訟法典第70条〔司法大臣の関与〕

①次の場合には、司法大臣は、職権によって、訴訟に参加しなければならない。参加しない場合には、判決は無効である。

1 〔略〕

2 〔略〕

3 人の身分及び能力に関する事件。

blico ministero=実際には検察官) が参加する。

④必要な場合には、予審裁判官は、当事者の精神的・性的な状況 (condizioni psico-sessuali) を確認するために、鑑定を命じることができる。

⑤裁判所は、性別表記の訂正の請求を認める判決によって、出生証書を保管する身分吏 (ufficiale di stato civile) に対して、訂正を実行させる。

第3条 ①裁判所は、医学的・外科的な治療によって、性の特徴を適切化することが必要と判断する場合には、判決によって、それを許可する。

②この場合においては、裁判所は、許可した治療の実行を確認した後、法廷で (in camera di consiglio) 訂正を命じるものとする。

第4条 性別表記を訂正する判決は、遡及的な効力 (effetto retroattivo) を持たない。この判決は、婚姻を解消 (scioglimento) させ、宗教的儀式によって挙式された婚姻の登録に基づく法律上の効力を消滅 (cessazione) させる。民法典の規定、1970年12月1日の法律第898号及びそれ以降に改正された法律を適用する。<sup>(4)</sup>

第5条 性別表記を司法的に訂正した人物の民事身分の証明書は、新しい性別及び名のみを表記して、交付される。

第6条 ①本法律の施行の日において、当事者がすでに性の特徴を適切化するための医学的・外科的な治療を受けている場合には、第2条第1項の規定する申立は、施行の日から1年以内にこれを行わなければならない。

②第3条第2項の手続を適用する。

---

4 〔削除〕

5 その他、法律の規定する場合。

② 〔以下略〕

(4) 1987年3月6日の法律がある。別居及び離婚に関する規定を改正したものである。



## イタリアの性別表記訂正法

第7条 前条の医学的・外科的な治療に違法性が存在する場合であっても、性別表記の訂正の請求に対する許可によって、その違法性は阻却される。

### III イタリア1982年法が制定された背景

フランスのブランラールの説明によれば、イタリアが1982年法を制定した背景として、次のような事情があった。<sup>(5)</sup>

「イタリアの38人のトランスセクシュアルが、ヨーロッパ人権委員会に対して、共同して請願をした（請願9420/81号）。このため、イタリア政府は、「友好的解決」<sup>(6)</sup>を目指し、1982年法を制定した」。

同じことは、ヨーロッパ人権裁判所のリーズ事件判決における Bind-schedler-Robert 裁判官、Russo 裁判官および Gersing 裁判官の反対意見の中でも論及されている。<sup>(7)</sup>

「〔ヨーロッパ人権〕委員会は、1982年10月5日に、イタリアの38人のトランスセクシュアルとイタリア政府との間の友好的解決を承認した（請願9420/81号）。その少し前に成立した法律によって、トランスセクシュアルの身分証書の訂正が可能となった」。

### IV イタリア1982年法の解説

次にイタリア民法典のコンメンタールに基づいて、1982年法の解説を紹介する。<sup>(8)</sup>

---

(5) Branlard, *Le sexe et l'état des personnes*, L.G.D.J. 1993, n.1679.

(6) 「友好的解決」について、欧州人権保護条約28条1項b号は、次のように規定している。「同時に、この条約の規定する人権の尊重を基礎とする事案の友好的解決を確保するために、委員会を関係当事者に利用させる」。

(7) リーズ事件判決については、大島俊之「性同一性障害とヨーロッパ人権裁判所」神戸学院法学29巻3号を参照。

(8) 解説については、Pietro Rescigno, *Codice civile*, 1992, pag.542 e seg. によった。

## 性別表記の訂正

5.1 性別表記の訂正に関する問題について規定している1982年4月14日の法律第164号においては、元の性を変更した場合に、出生証書(atto di nascita)上の性別表記を司法的に訂正する方法が規定されている。

学説は、次のように厳密な説明をしている。性別表記を訂正するというのは適切ではなく、元の表記に新しい表記が続くのである(Patti-Will, *Mutamento di sesso e tutela della persona*, Padova, 1986, 42)。

## 5.2 元の性の転換＝トランスセクシュアリズム (transsexualismo)

多数説によれば、1982年法の主たる対象は、トランスセクシュアル(transsessuali)である。トランスセクシュアルとは、ある性に属しているにもかかわらず、精神的には他の性に属しているとみなしている人のことをいう(Macioce, *Tutela civile della persona e identità personale*, Padova, 1984, 37)。この法律は、裁判において、性の転換が生じたと認められるための要件として、性の特徴に関して生じた変更について規定している。そして、この新しい法律の施行の前に手術(operazione)を受けている場合についても、規定している。また、医学的・外科的な治療についての裁判所による許可についても規定している。そして、身分証書の訂正について、規定している(82年法の第1条、第3条および第6条)。

## 5.3 適用の範囲

新しい法律の適用範囲については議論がある。トランスセクシュアリズムの他に、インターセックス(intersesso)つまり半陰陽の人々(ermafroditi)にも適用があるか否かという問題である。学説における圧倒的な多数説は、新法の第1条は介入による変容を要件としており、間性の場合には適用されない、と解している(Patti-Will, *op.cit.*, 56)。これに対して、判例は、間性の場合には、新法も民法典454条も共に適用さ

れると解している。したがって、当事者は、2つの手段のうちの1つを選択すべきことになる。前者の場合には、判決は形式的な効力を持ち、遡及効がない。これに対して、後者の場合には、判決は、遡及効を持つ (T Pisa 20 gen. 1984, GC, 1985, I, 2067)。

#### 5.4 性同一性 (identità sessuale) の権利と名の権利

かつては、性同一性の権利 (diritto all'identità sessuale) は、憲法裁判所 (Corte Costituzionale) の判決によって否定された (C cost. 1 agosto 1979/98, G Cost., 1979, I, 719, con nota di D'Addino Seravalle)。しかし、性別表記の訂正に関する新法によって、立法者は、この権利を、憲法32条の規定する広範な権利の一部を構成するものとして、認めたのである (Perlingieri, *Note introduttive ai problemi giuridici del mutamento di sesso*, DG, 1970, 830; Patti-Will, *La giurisprudenza italiana e l'Europa*, DFP, 1981, 1224; C Cost. 24 mag. 1985/161, GI, 1987, I, 1, 236)。そして、有力な学説は、性同一性の権利は、名の権利に含まれるものではなくして (Rescigno, voce *Diritti della personalità*, E.G.1., 1990, 6), 自己の真実の性を自認する権利であり、それゆえに、身分証書等の書面においても認められるのである、としている (De Cupuis, *I diritti della personalità*, tr.C.M., 1982, 414)。

---

(9) イタリア憲法典 (1947年憲法典) 第32条は、次のような規定である。

イタリア憲法典第32条 ①共和国は、健康を、個人の権利として、かつ、社会の利益として、保護する。困窮者には、無償の治療を保障する (La Repubblica tutela la salute come fondamento diritto dell'individuo e interesse della collettività, e garantisce cure gratuite agli indigenti.)。

②何人も、法律の規定に依らなければ、特定の衛生上の措置を受けるべき義務を負わない。法律は、いかなる場合にも、人格を尊重するために必要な限度を越えることができない (Nessuno può essere obbligato a un determinato trattamento sanitario se non per disposizione di legge. La legge non può in nessun caso violare i limiti imposti dal rispetto della persona umana.)。

### 5.5 1982年法第1条の規定する「性の特徴に関して生じた変更」

新しい法律が規定している手続によって恩恵を受けるためには、外科手術 (chirurgico) が絶対に必要なのではないことは明らかである。新しい法律においては、性的な特徴について判断する場合には、第3条の規定する手術 (chirurgico) だけに厳格に制限して解釈する必要はない。むしろ、各事例の特殊性を考慮して、ホルモン療法 (trattamento ormonale) など、人に十分な効果を与えるものであればよい、と広く解釈すべきである (Patti-Will, *La rettificazione di attribuzione di sesso, prime considerazioni*, RDC, 1982, 744; Figone, *Il diritto all'identità sessuale e alla libera esplicazione della propria individualità*, D FAM, 1983, II, 346)。〔性別表記の〕訂正のための性の特徴の変更について、判例は、次のように述べている。元の性の解剖学的な特徴が十分に失われており、そして、他の性の解剖学的な特徴が十分に獲得されていることが必要である。しかし、そのような解剖学的に十分な特徴を獲得しているか否かについて判断する場合には、解剖学的な性、精神的な性および社会的な行動に着目すべきであって、発生学的な性あるいはその異常性に着目すべきではない (T Roma 20 ott. 1982, GC, 1983, I, 1000; Dogliotti, *Il Mutamento di sesso: problemi vecchi e nuovi, un primo esame della nuova normativa*, GC, 1982, II, 469)。生殖能力の喪失が必要かという点については、争いがある。学説は、必要と解している (Patti-Will, *Il mutamento di sesso*, cit., 23)。

### 5.6 〔性別表記〕訂正の請求の要件

当初から性の特徴が紛らわしく、自然に他の性になった当事者も、身分証書に記載されている性別表記の訂正を請求することができる (T Pisa 20 gen. 1984, FP, 1984, I, 462, con nota di Poso)。

出生の時に確認された性とは対応しない精神的な性同一性を徐々に獲得していった者についても、性別表記の訂正の請求は認められる。当初

## イタリアの性別表記訂正法

女性に生まれた者が男性の性別を付与してほしいという請求も、反対に、当初男性に生まれた者が女性の性別を付与してほしいという請求も、共に認められる。精神的な性同一性 (*identità psico-sessuale*) は、明白な性的な習慣および外科手術についての明確な承諾によって、明らかになる。反対に、他の性の解剖学的な特徴をはっきりと獲得することが不可能な場合には、請求は認められない (T Benevento 10 gen. 1986, GI, 1986, I, 2, 470; T Macerata 21 mag. 1985, AC, 1986, 758; T Pescara 19 lug. 1983 RITML, 1984, 1218)。

### 5.7 医学的・外科的治療に対する裁判所の許可

1982年法の第3条の規定している医学的・外科的治療 (*trattamento medico-chirurgico*) に対する裁判所の許可 (*l'autorizzazione del tribunale*) は、トランスセクシュアルのためのものである。要件としての精神的な性同一性が認められる場合には、ホルモン療法および手術によって、性の特徴を適切化させることができる。裁判所の許可は、民法典<sup>(10)</sup>5条の規定する一般的な禁止を解除するために、判決によって与えられる (*Coco, Transessuale coniugato con prole: un'ipotesi ancor più complessa di mutamento di sesso*, nota a T Perugia 30 nov. 1985, GM, 1987, 658)。判例は、危険がある場合、および当事者のトランスセクシュアリズムの症状を解消することができない場合には、許可を与えない (*Mucaria, Mutamento di sesso: considerazioni critiche su un caso di diniego di autorizzazione al trattamento medico chirurgico*, nota a T

---

(10) イタリア民法典第5条は、次のような規定である。

イタリア民法典第5条 自己の身体を処分することが、身体の健全性を永続的に減少させる場合、又は法律、公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合には、これを禁じる (Gli atti di disposizione del proprio corpo sono vietati quando cagionino una diminuzione permanente della integrità fisica, o quando siano altrimenti contrari alla legge, all'ordine pubblico o al buon costeme.)。

La Spezia 25 lug. 1987, AC, 1987, 1233)。

### 5.8 1982年法の訂正手続の性質

この法律による手続は、民法典454条による訂正手続とは異なり、訴訟としての性質 (*natura contenziosa*) を持つ (T Pisa 20 gen. 1984, GC, 1985, I, 2067)。

### 5.9 判決の性質および効力

性別表記の訂正を命じる判決は、形成的な性質 (*natura costitutiva*) を持ち、非遡及的な効力 (*efficacia non retroattiva*) しか持たない。学説によれば、1982年法の第1条は、特定の場合の性別表記を訂正するものであるのに対して、民法典454条の規定する訂正は一般的な場合に関するものである。民法典454条による訂正が遡及効 (*efficacia retroattiva*) を持つのに対して、新法による訂正は、同法4条により、遡及効を持たない (Patti-Will, *op. ult. cit.*, 23)。

### 5.10 合憲性 (*legittimità costituzionale*)

1982年法の第1条が憲法第2条および第32条に合致しているかという<sup>(11)</sup>合憲性の問題について、憲法裁判所は、違憲とはしなかった。新法のこの規定は、性の特徴に関する変更が生じた場合に、性別表記の司法的な訂正について規定している。憲法裁判所の主たる動機は、憲法による人

---

(11) イタリア憲法典 (1947年憲法典) 第2条は、次のような規定である。

イタリア憲法典第2条 共和国は、個人としてであれ、個人の人格を發展させた団体としてであれ、人間の不可侵の権利を承認し、かつ、保障する。ただし、共和国は、政治的、経済的及び社会的な連帯に抵触しない義務の履行を求める (La Repubblica riconosce e garantisce i diritti inviolabili dell'uomo, sia come singolo sia nelle formazioni sociali ove si svolge la sua personalità, e richiede l'adempimento dei doveri inderogabili di solidarietà politica, economica e sociale.)。

## イタリアの性別表記訂正法

間性の保護という原則と、外科手術が持つ治療としての性質を両立させたいということであった (C Cost. 24 mag. 1985/161, VN, 1985, 1164, GI, I, 1, 236)。

### V イタリア1982年法に対する評価

フランスのブランラールは、イタリアの1982年法について、次のような評価があることを紹介している。<sup>(12)</sup>

「イタリアは、1982年4月に法律を制定した。7か条から構成されるこの法律は、『稚拙な』立法であると評価されることがある (J.H.Soutoul, *Le médecin et le juge français face aux transsexuels*, 1986, p.884)。医学的・外科的治療を受ける機会、および身分証書の訂正が十分に保障されていないからである (Giorgio Cian et Alberto Trabucchi, *Commentario breve al Codice civile*, Ed. Cedam 1988, art.5 p.66 et art.1435, p.1065)」。

### VI おわりに

イタリア1982年法から、どのような示唆が得られるかという点から、イタリア法を素材として、私見の一端を述べてみたい。

イタリア1982年法の大きな特徴は、次の3点であろう。

第1点。性再指定手術に関する裁判所の許可について規定していること (第3条)。

第2点。出生証書の訂正を認めるための要件として、性再指定手術 (SRS) を受けたことを規定していないこと (第1条)。

第3点。出生証書の訂正を認めるための要件として、当事者が生殖能力を喪失していることを要件としないこと (第1条)。ただし、イタリアの学説は、生殖能力の喪失を要すると解している (上で紹介した解

---

(12) Branlard, *op. cit.*, n.1261.

説の5.5を参照。

### 1 第1点について

イタリア1982年法は、性再指定手術に関する裁判所の許可について規定している(第3条)。しかし、これは妥当な立法とは考えられない。性再指定手術を行うべきか否かについては、当事者および医師の判断を優先させるべきであって、裁判官が許可を与えるというような制度は、妥当ではないと思われる。

### 2 第2点について

イタリア1982年法は、出生証書の訂正を認めるための要件として、性再指定手術(SRS)を受けたことが絶対に必要であると規定していない(第1条)。筆者は、これまで、性再指定手術を受けていることが絶対に必要であるという立場を表明してきた。これに対して、イタリア法が、場合によっては、個々の事例の特殊性を考慮して、性再指定手術を受けていることを要しないこともありうるとしている点は、興味深い。

#### (1) 性再指定手術の段階

いくつかの段階にわたる性再指定手術のうち、どの段階の手術を終えれば、性別表記の訂正を認めるべきかということは、検討の余地がある。

F T Mトランスセクシュアルの場合には、①乳房の除去、②卵巣・子宮の摘出、③膺の縫合、④陰茎の形成などが考えられる(その他に、容貌上の美容整形とみなされる手術もある)。性別表記の変更を認めるために、④陰茎の形成が必ず必要であるとまで解する必要はないのではあるまいか。

M T Fトランスセクシュアルの場合には、①陰茎の切除、②精巣の摘出、③膺の形成などが考えられる(その他に、美容整形とみなされるものとしては髭や体毛の脱毛も考えられる)。性別表記の変更を認めるため



## イタリアの性別表記訂正法

に、③膣の形成が必ず必要であるとまで解する必要はないのではあるまいか。

要するに、元の身体的な性の生殖能力・性を喪失しておればよく、他の性の外性器の形成までは、場合によっては必要でないということである。

### (2) 性再指定手術が不要な場合

イタリア法という性再指定手術が不要な場合とはどのような場合をいうのであろうか。例えば、妊娠の可能性がない高齢のFTMトランスセクシュアルで、長期間のホルモン療法を受け、若い頃からずっと男性として社会生活を行ってきたような場合をいうのであろうか。このような場合には、精神科の診断およびホルモン療法だけで、性別表記の訂正・変更が認められるのかもしれない。

### 3 第3点について

イタリア1982年法は、出生証書の訂正を認めるための要件として、当事者の生殖能力の喪失を明文上は規定していない(第1条)。ただし、イタリアの学説は、生殖能力の喪失を必要と解している。

筆者は、これまで、生殖能力の喪失が絶対に必要であるという立場を表明してきた。現在のところ、この要件を緩和すべきではないと考えている。